

●香川県告示第532号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成25年12月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

東かがわ市帰来字奥帰来1097から1099まで、1100の1、1129、1131から1133まで、1136から1138まで、1140から1147まで、1151、1162の1、1165、1166・1168の1・1168の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1172の1、1172の3、1173、1175、1177、1178、1180から1184まで、1185の1、1187の1、1190、1193、五名字藤ヶ野223の1、223の2、223の15、223の16、字長谷ヶ野246の1、246の2、248の1、248の2、249、字口船250の1、250の2、258の1、258の2、258の4、258の5、字木屋ヶ谷264の1、265、266、字サガシ268、字了体344の1、345、367の1、367の4から367の7まで、368の1、368の3、字日根下488の1、488の4、490の1、490の2、491、500、501の1、字滑良593の1、593の7、593の9、594の1、594の3、595の1から595の3まで、字太郎668の1、668の2、668の5から668の7まで、671の2、字上裏777の1から777の3まで、778の3、778の4、786の1、786の3から786の5まで、字桑内1014の1から1014の8まで、1014の10から1014の12まで、字尾鼻1193の11、1193の13、1193の14、字星越1214の1、1214の4、1214の5、1214の7から1214の9まで、字甫ヶ谷1465の1、1465の8から1465の15まで、1465の23、1465の24、1465の26・1465の29（以上2筆国有林）、字西ヶ谷1467の1、1467の3から1467の5まで、1467の19から1467の21まで、1508の1、1508の2、字蔵本1729の1、1729の3、字滝の上1745の1から1745の8まで、字茂津田西1945の1、1945の5から1945の15まで、1945の20から1945の22まで、字茂津田1950の1、1950の2（次の図に示す部分に限る。）、1950の3から1950の5まで、1950の7、1950の8、1950の11、字持寄1980の4、1980の6、1986の1、1986の4、1986の7、1987の1、1987の3、1987の8、字空角上2501の4、2501の6、字間土2521の2、2521の43、2522、2523の1、西山字山下11の3、12の3（次の図に示す部分に限る。）、12の4、12の5（次の図に示す部分に限る。）、12の6、12の8、12の9（次の図に示す部分に限る。）、13の2から13の4まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、13の7、13の8、13の9・13の10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、13の11、14の2、14の4から14の6まで、14の7（次の図に示す部分に限る。）、14の8、14の9、14の10（次の図に示す部分に限る。）、14の11から14の13まで、15の4から15の8まで、16の2、16の3、16の5から16の12まで、18の2から18の9まで、19の2から19の19まで、20の2から20の11まで、20の15から20の17まで、20の20から20の28まで、20の30から20の33まで、22の3、27の2、27の4、27の7、40の2（次の図に示す部分に限る。）、40の17、192の6、192の7、192の9（国有林）、192の10、192の15、字清房519の2から519の12まで、523の2から523の20まで、523の22、字兼弘627の2から627の4まで、627の6、648の2、648の3、660の2（次の図に示す部分に限る。）、691の2、字道下901の2、字宮奥959の4、1000の2、1004の2から1004の4まで、1005の3、1005の4、1005の5（次の図に示す部分に限る。）、1007の4、1007の6（次の図に示す部分に限る。）、1008の2、1008の3・1013の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、東山字友村2の1、6の1、139、140の2、140の3、141の2、148の2、205の2、258の2、字薄木523の1、524の1、537の2、539、540、559、560の1、560

の2、561、562の1、562の2、564の4、566、569の2、569の5、572、573、576、577、579の1、579の2（国有林）、580、583の1、618の1、618の2、619の1、621、622、678の2、719、720、字友国820の2、822、824の1、825の1、825の2、829の1、830の1、830の3、831、835の1、958、960、961、962の1、962の2、963、969、970の1、970の3、970の4、974の1、975の1、976の1、978の1、978の3、979、980の1、980の2、984、990、992、1009の2、1009の3、1009の5、字狩居川1092の2、1092の3、1092の5、1092の7から1092の10まで、1092の12、1092の13、1163の2、1179の1、1179の5（国有林）、1182の1、1189、1190、1191の1、1192の1、字塩田1290、入野山字大櫓36、116の2、150の5、150の10、150の11、字寛四1186、1187の1、1199、1200の1、1200の2、1200の3（国有林）、字正守1205の3、1205の4、1208、1243の1、1262、1335の1、1342の1から1342の9まで、1343、1373、1374、1398、字下山1552の1、1552の2、1739の1、1739の2、字宗心1882、1883の1、1926から1928まで、1929の1、1939の1（次の図に示す部分に限る。）、1939の22から1939の25まで、1939の26から1939の28まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1939の32、1939の35（国有林）、1939の36、1939の37、1939の38から1939の40まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1939の41、1939の42、1939の43（次の図に示す部分に限る。）、1939の44、1939の46（次の図に示す部分に限る。）、1939の51、1939の52（国有林）、1939の53から1939の57まで、1939の61、1939の65から1939の68まで、1939の69（次の図に示す部分に限る。）、1939の70、1939の71、1939の72（国有林）、1939の73・1939の74（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、2028の1、2029の1、2030の2、2031の1、2031の9から2031の11まで、2046の3、2048の16、2048の3、2050、2051、2053から2055まで、2056の1、2056の2、2056の8から2056の19まで、字上末国2185の3から2185の6まで、2186、2187、2191、2195の1、2195の2、2196の4、2435の1、2439、2441から2444まで、2448の2、字端2529から2531まで、白鳥字市ヶ原乙70の2、字城泉417の4、417の6、字北池1621の2、1624の2、1644の3、1655の2、1655の6、1655の7、1707の5、1707の7、1708の4、1709の4、1726の5、字寺前1848の2、1851の4、1851の9、1888の2、字久詰3170、3172、3174、3175、3178、3185から3189まで、3196、3200、3201の1、3201の2、3213、3216、3217、3219、3220、3223の1、3223の2（国有林）、3224、3226の1、3226の2（国有林）、3227、3228、3229の1、3229の2（国有林）、3230、3232の1、3232の2（国有林）、3232の3、3240、3242の1、3244の1、3246の1、3247、3252、3253の1、3253の2（国有林）、3254の1、3254の2（国有林）、3255、3258、3260から3264まで、3265の1、3265の2（国有林）、3266、字四房3268から3271まで、3274の1、3274の2（国有林）、3274の3、3275から3279まで、3281の1、3281の2（国有林）、3281の3、3282の1、3282の2（国有林）、3282の3、3285の1、3285の2（国有林）、3285の3、3285の4、3288、3295、3338、3339、3345から3349まで、3355、3356、3359、3362、3366の1、字西藤井3378から3385まで、3388、3393から3397まで、3399、3403、3406から3408まで、3419、3422から3424まで、湊字岡前990の6、1021の1、1021の2、1021の6、字山下1256、1257、1266の7、1272の2、1286の1、1286の2（国有林）、1286の3、1286の4（国有林）、与田山字定国1の8、1の11から1の13まで、2の2、2の3、16の2、16の4、17の2、77の2、77の4から77の6まで、100の3から100の6まで、103の2、字森兼220の2から220の8まで、237の5、241の3、241の4、241の6、241の8、253の2、253の3、255の2、255の4、273の2、273の5、273の7、273の10、290の3、290の4（次の図に示す部分に限る。）、290の5から290の11まで、290の15、291

の2、291の3、293の2（次の図に示す部分に限る。）、293の3から293の33まで、293の36、293の37、389の2から389の4まで、450の3、451の3、467の4から467の6まで、467の8から467の10まで、467の20、467の28、467の34、468の4から468の33まで、468の35、470の4から470の7まで、472の3、473の3、479の2から479の5まで、479の13から479の18まで、479の21、495の8、495の9、495の11、495の12、字行成656の5から656の7まで、656の9、659の3、663の3、667の4、670の4、671の5、671の7、672の7、672の9、673の8、673の9、674の6から674の8まで、字乗次683の2、683の3、700の3、711の2、727の4、727の6から727の10まで、728の4、728の5、754の2、字天王1160の5、1160の6、1188の2、1188の4、1308の3、1309の3、1309の4（次の図に示す部分に限る。）、1309の5、1309の6

## 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

### 3 当該変更に係る指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐とする。

帰来字奥帰来1097から1099まで、1100の1、1129、1131から1133まで、1136から1138まで、1140から1147まで、1151、1162の1、1165、1166・1168の1・1168の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1172の1、1172の3、1173、1175、1177、1178、1180から1184まで、1185の1、1187の1、1190、1193、五名字口船250の1、250の2、258の1、258の2、258の4、258の5、西山字山下11の3、12の3（次の図に示す部分に限る。）、12の4、12の5（次の図に示す部分に限る。）、12の6、12の8、12の9（次の図に示す部分に限る。）、13の2から13の4まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、13の7、13の8、13の9・13の10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、13の11、14の2、14の4から14の6まで、14の7（次の図に示す部分に限る。）、14の8、14の9、14の10（次の図に示す部分に限る。）、14の11から14の13まで、15の4から15の8まで、16の2、16の3、16の5から16の12まで、18の2から18の9まで、19の2から19の19まで、20の2から20の11まで、20の15から20の17まで、20の20から20の28まで、20の30から20の33まで、22の3、27の2、27の4、27の7、40の2（次の図に示す部分に限る。）、40の17、192の6、192の7、192の9（国有林）、192の10、192の15、字宮奥959の4、1000の2、1004の2から1004の4まで、1005の3、1005の4、1005の5（次の図に示す部分に限る。）、1007の4、1007の6（次の図に示す部分に限る。）、1008の2、1008の3・1013の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、東山字友村2の1、6の1、139、140の2、140の3、141の2、148の2、205の2、258の2、字薄木523の1、524の1、537の2、539、540、559、560の1、560の2、561、562の1、562の2、564の4、566、569の2、569の5、572、573、576、577、579の1、579の2（国有林）、580、583の1、618の1、618の2、619の1、621、622、678の2、719、720、字友国820の2、822、824の1、825の1、825の2、829の1、830の1、830の3、831、835の1、958、960、961、962の1、962の2、963、969、970の1、970の3、970の4、974の1、975の1、976の1、978の1、978の3、979、980の1、980の2、984、990、992、1009の2、1009の3、1009の5、字狩居川1092の2、1092の3、1092の5、1092の7から1092の10まで、1092の12、1092の13、1163の2、1179の1、1179の5（国有林）、1182の1、1189、1190、1191の1、1192の1、字

塩田1290、入野山字宗心1882、1883の1、1926、1928、1939の1（次の図に示す部分に限る。）、1939の22から1939の25まで、1939の26から1939の28まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1939の32、1939の35（国有林）、1939の36、1939の37、1939の38から1939の40まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1939の41、1939の42、1939の43（次の図に示す部分に限る。）、1939の44、1939の46（次の図に示す部分に限る。）、1939の51、1939の52（国有林）、1939の53から1939の57まで、1939の61、1939の65から1939の68まで、1939の69（次の図に示す部分に限る。）、1939の70、1939の71、1939の72（国有林）、1939の73・1939の74（以上2筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、2028の1、白鳥字城泉417の4、417の6、字久詰3170、3172、3174、3175、3178、3185から3189まで、3213、3216、3217、与田山字森兼237の5、241の3、241の4、241の6、241の8、253の2、253の3、255の2、255の4、273の2、273の5、273の7、273の10、290の3、290の5から290の11まで、290の15、293の2（次の図に示す部分に限る。）、293の3から293の33まで、293の36、293の37、字天王1160の5、1160の6、1188の2、1188の4、1308の3、1309の3、1309の4（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐はに係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び東かがわ市事業部経済課に備え置いて縦覧に供する。）